

令和 7 年第 2 回芸西村議会「定例会」議事日程

令和 7 年 6 月 1 2 日

- | | | |
|-------|--------------|-------------------------------|
| 日程第 1 | 議案第34号 | 芸西村看護師等養成奨学金貸付条例 |
| 日程第 2 | 議案第35号 | 芸西村災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 3 | 議案第36号 | 令和 7 年度芸西村一般会計補正予算（第 1 号） |
| 日程第 4 | 議案第37号 | 令和 7 年度芸西村簡易水道事業会計補正予算（第 1 号） |
| 日程第 5 | 議案第38号 | 令和 7 年度芸西村下水道事業会計補正予算（第 1 号） |
| 日程第 6 | 議案第39号 | 財産の取得について |
| 日程第 7 | 発議第1号 | 国民健康保険に対する国庫負担の増額等を求める意見書 |
| 日程第 8 | 議員派遣の件 | |
| 日程第 9 | 閉会中の継続調査の申し出 | |

令和 7 年第 2 回芸西村議会「定例会」議事日程

令和 7 年 6 月 1 2 日

- | | | |
|---------|--------------|-------------------------------------|
| 日程第 1 | 議案第34号 | 芸西村看護師等養成奨学金貸付条例 |
| 日程第 2 | 議案第35号 | 芸西村災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 3 | 議案第36号 | 令和 7 年度芸西村一般会計補正予算（第 1 号） |
| 日程第 4 | 議案第37号 | 令和 7 年度芸西村簡易水道事業会計補正予算（第 1 号） |
| 日程第 5 | 議案第38号 | 令和 7 年度芸西村下水道事業会計補正予算（第 1 号） |
| 日程第 6 | 議案第39号 | 財産の取得について |
| 追加日程第 1 | 議案第40号 | 非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 7 | 発議第1号 | 国民健康保険に対する国庫負担の増額等を求める意見書 |
| 日程第 8 | 議員派遣の件 | |
| 日程第 9 | 閉会中の継続調査の申し出 | |

招 集 年 月 日 令和7年6月12日

招 集 の 場 所 芸西村役場議場

開 会 時 間 午前 9時00分

応 招 議 員

番号	氏 名	出欠	番号	氏 名	出欠	番号	氏 名	出欠
1	堀 川 友 久	○	2	坂 本 史	○	3	山 本 俊 二	○
4	濱 田 圭 介	○	5	安 岡 公 子	○	6	西 笛 千代子	○
7	岡 村 俊 彰	○	8	小 松 康 人	欠	9	岡 村 星 弥	○
10	仙 頭 一 貴	○						

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職・氏名

職 員	氏 名	職 員	氏 名	職 員	氏 名
村 長	松本 巧	副 村 長	都築 仁	教 育 長	山内 將利
総 務 課 長	長崎 寛司	会 計 管 理 者	高松 千恵	健康福祉課長	荒井 祐輔
産業振興課長	吉永 卓史	土木環境課長	山本 裕崇	企画振興課長	池田 加奈
教 育 次 長	佐藤 大輔	総務課長補佐	手島 真由美	健康福祉課長補佐	松井 久美
健康福祉課長補佐	小松 司沙	産業振興課長補佐	常光 紘正	土木環境課長補佐	山崎 純裕
企画振興課長補佐	岡村 公順	教育委員会課長補佐	岡村 まきみ		

職務として出席した者の職・氏名

議会事務局長	藤川 薫
--------	------

【議事の経過】

令和7年6月12日（木）

〔9：00 開会〕

《開会》

○ 仙頭 一貴 議長

ただいまの出席議員は9名です。定足数に達しておりますので、令和7年第2回芸西村議会定例会第3日を開会します。本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

8番小松康人君から欠席届が提出されており、欠席となっております。以上をもって諸般の報告を終わります。

《日程第1》

○ 仙頭 一貴 議長

日程第1、議案第34号芸西村看護師等養成奨学金貸付条例を議題にします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。4番濱田圭介君。

○ 濱田 圭介 議員

4番濱田です。芸西村看護師等養成奨学金貸付条例について質問いたします。

本条例は、安芸広域市町村圏域において、必要な看護師等の確保及び充実に努めることを目的とし、将来、看護師等に従事しようとする者に対して奨学金を貸し付けるものであります。

条例制定の背景の一つに、令和9年4月に安芸市に開校が予定されている看護師等養成施設のサテライト校への入学を促すということがあります。そこで、本条例制定についていくつか質問させていただきます。

まず、条例第3条の奨学金の額、重要なところですが、この額は何を根拠に決められたものでしょうか、お聞きます。

○ 仙頭 一貴 議長

荒井健康福祉課長。

○ 荒井 祐輔 健康福祉課長

それでは、濱田議員の質疑にお答えします。

奨学金、貸付金額の根拠ということですので、こちらは高知県の高知県看護師等養成奨学金貸付条例の各奨学金と同額となっております。

なお、安芸市に開校予定の在学者に対する奨学金は最高月額5万3000円で、県の奨学金制度と合わせることで、最高月額10万6000円が貸与されることになります。以上です。

○ 仙頭 一貴 議長

4番濱田圭介君。

○ 濱田 圭介 議員

ありがとうございました。金額も相当大きなものになりますので、本条例の効果について大変期待するものでございます。

次に、先ほどもお話がありましたが、サテライト校が令和9年4月に開校予定のことではありますが、開校までのスケジュールをお聞きたいと思います。

また、本条例の施行日は、サテライト校の開校予定日ではなく、令和8年4月となっておりますが、その理由もお聞きます。

○ 仙頭 一貴 議長
荒井健康福祉課長。

○荒井 祐輔 健康福祉課長

濱田議員の再質疑についてお答えいたします。

まず、サテライト校の令和9年4月1日安芸市開校予定、これに伴う開校までのスケジュール等についてですが、こちらですね、高知県の担当課によりますと、当該施設の整備につきましては、令和8年度の中頃にですね、既存施設の改修工事を終え、その後、必要な機材を搬入設置する予定となっております。

また、学生確保のための広報・PR等につきましては、今後、県と事業者が協議し、内容・スケジュール等の検討、調整を行う予定となっております。本村も県及び他の東部地区市町村と連携・協力して広報活動を進めてまいります。

次に、本条例の施行日についてですが、サテライト校開校予定日ではなく、令和8年4月1日となっている理由、こちらについては、本村は、当該施設の在学者に限定することなく、他の看護師養成施設（大学・短期大学等）及び准看護師養成施設の在学者も対象とするため、当該施設の開校予定に先行し、令和8年4月1日からの施行としております。以上です。

○ 仙頭 一貴 議長

他に質疑はありませんか。

質疑がないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これから議案第34号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

全員挙手です。

従って、議案第34号は原案のとおり決定しました。

《日程第2》

○ 仙頭 一貴 議長

日程第2、議案第35号芸西村災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を議題にします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これから議案第35号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

全員挙手です。

従って、議案第35号は原案のとおり決定しました。

《日程第3》

○ 仙頭 一貴 議長

日程第3、議案第36号令和7年度芸西村一般会計補正予算（第1号）を議題にします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これから議案第36号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
全員挙手です。
従って、議案第 36 号は原案のとおり決定しました。

《日程第 4》

○ 仙頭 一貴 議長

日程第 4、議案第 37 号令和 7 年度芸西村簡易水道事業会計補正予算（第 1 号）を議題にします。
これから質疑を行います。質疑はありませんか。
質疑なしと認めます。
これから討論を行います。討論はありませんか。
討論なしと認めます。
これから議案第 37 号を採決します。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
全員挙手です。
従って、議案第 37 号は原案のとおり決定しました。

《日程第 5》

○ 仙頭 一貴 議長

日程第 5、議案第 38 号令和 7 年度芸西村下水道事業会計補正予算（第 1 号）を議題にします。
これから質疑を行います。質疑はありませんか。
質疑なしと認めます。
これから討論を行います。討論はありませんか。
討論なしと認めます。
これから議案第 38 号を採決します。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
全員挙手です。
従って、議案第 38 号は原案のとおり決定しました。

《日程第 6》

○ 仙頭 一貴 議長

日程第 6、議案第 39 号財産の取得についてを議題にします。
これから質疑を行います。質疑はありませんか。
質疑なしと認めます。
これから討論を行います。討論はありませんか。
討論なしと認めます。
これから議案第 39 号を採決します。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
全員挙手です。
従って、議案第 39 号は原案のとおり決定しました。

○ 仙頭 一貴 議長

お諮りします。

ただいま村長から議案第 40 号非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例、以上 1 件、追加提案したいとの申し出がありました。これを日程に追加し、追加日程第 1 として、日程の順序を変更し、直ちに議題にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

異議なしと認めます。

議案第 40 号を日程に追加し、追加日程第 1 として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。

暫時休憩します。

〔事務局：追加日程の配付〕

○ 仙頭 一貴 議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

《追加日程第 1》

○ 仙頭 一貴 議長

追加日程第 1、議案第 40 号非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題にします。提案者の提案理由の説明を求めます。長崎総務課長。

○長崎 寛司 総務課長

おはようございます。議案第 40 号非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。

今回の条例改正は、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正に伴いまして、選挙長、投票管理者、投票立会人等の報酬額が見直されたことに伴い、この条例の改正を行うものであります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○ 仙頭 一貴 議長

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

質疑がないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これから議案第 40 号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

全員挙手です。

従って、議案第 40 号は原案のとおり決定しました。

《日程第 7》

○ 仙頭 一貴 議長

日程第 7、発議第 1 号国民健康保険に対する国庫負担の増額等を求める意見書を議題にします。

提案者の提案理由の説明を求めます。2 番坂本史君。

○ 坂本 史 議員

おはようございます。読み上げまして、提案理由の説明といたします。

国民健康保険に対する国庫負担の増額等を求める意見書

国民健康保険制度は、国民の 5 人に 1 人が加入し、国民皆保険制度の重要な柱になっている。

しかし、国民健康保険制度設立当初とは年齢構成や所得階層割合が異なり、被保険者にとっては負担能力を超えた保険料水準となっている。年齢構成は 65 歳から 74 歳の前期高齢者が 45.4%に及び、加入者の 43%が無職である。高齢化に伴い医療費も増大しており、保険料負担も増大している。組合健保や協会けんぽと比べて、同じ収入でも負担は 2 倍以上になっている。

1984 年までは、かかった医療費の 45%が国庫負担であったが、それ以降、大幅に引き下げられている。そ

のことが国保財政を硬直化させ、運営を厳しくする原因となっている。

現在予定されている国保都道府県単位化による市町村保険料水準の平準化の政策は、国保料の大幅値上げを伴う。また国民健康保険料においては他の保険にはない均等割があり、世帯の人数が保険料に影響する。特に減額措置があるとはいえ、子どもにまで課されており、多子世帯ほど重い負担となる。子育て施策の充実をさまざまに進めている我が国としては、18歳までの子どもの均等割全額免除に踏み切るべきである。

よって国民健康保険被保険者の負担能力に応じた負担水準とする財政支援及び財政基盤の確立のため、以下について早急な実施を求める。

1、国民健康保険制度に係る国庫負担率を上げ、他の被用者保険と均等な被保険者の負担率とすること。

2、子育て世代に対する財政支援として実施されている未就学児均等割保険料の減額措置を18歳までの子どもに拡大し、減額割合を5割から全額（10割）に拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年6月12日。提出先、内閣総理大臣、他関係機関。以上よろしく願いいたします。

○ 仙頭 一貴 議長

説明が終わりましたので、これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これから発議第1号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

全員挙手です。

従って、発議第1号は原案のとおり決定しました。

《日程第8》

○ 仙頭 一貴 議長

日程第8、議員派遣の件を議題にします。会議規則第129条の規定により、お手元に配付いたしました資料のとおり、それぞれの議員を派遣したいと思います。ご異議ありませんか。〔「異議なし」の声〕

異議がないようですので、議員派遣の件はお手元に配付の資料のとおり派遣することに決定しました。

《日程第9》

○ 仙頭 一貴 議長

日程第9、閉会中の継続調査の申し出を議題にします。各常任委員会並びに議会運営委員会から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。各常任委員会並びに議会運営委員会から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付すること、ご異議ありませんか。〔「異議なし」の声〕

異議がないようですので、各常任委員会並びに議会運営委員会から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定しました。

《閉会》

○ 仙頭 一貴 議長

以上をもちまして、本会議に付議された事件は全て終了しました。よって、会議規則第8条の規定により、令和7年第2回芸西村議会定例会を閉会します。

〔9：20 閉会〕